

「雇用対策協定」について

雇用対策 協定とは

国と地方公共団体が地域の課題に一丸となって対応

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う **国（労働局・ハローワーク）** と、地域の実情に応じた各種対策を行う **地方公共団体（都道府県・市区町村）** が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために **雇用対策協定** を締結しています。

県内・全国 の締結 状況

山梨県 南部町 南アルプス市 甲府市

(平成28年4月締結) (平成29年3月締結) (令和5年2月締結) (令和5年2月締結)

富士吉田市 北杜市 山梨市 甲州市 富士川町

(令和5年3月締結) (令和5年7月締結) (令和6年2月締結) (令和6年8月締結) (令和7年1月締結)

全国 (令和7年3月31日時点)

計317団体 (47都道府県244市25町1村) が締結

締結の 目的

雇用対策協定を締結することで、自治体の長と労働局長がその地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」「連携方法」を明確化することや、連携策のパッケージ化による効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能です。

締結の 効果

地方公共団体の実施する産業施策・福祉施策と国（労働局・ハローワーク）の全国ネットワークを活かした雇用のセーフティネット機能とが、それぞれの強みを發揮、相互に連携することで相乗効果を生み、住民サービスの向上が図られます。